

報告第十八号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）第八條第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの  
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十九年九月二十一日

江戸川区長 多田正見

## 和解調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	559,587 円	6 件
合 計	559,587 円	6 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金  
担当部課 生活振興部地域振興課

No.2

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	69,000 円	平成28年11月11日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第33008号	平成12年1月21日	遅延損害金 69,000 円	平成28年12月末日限り 69,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
2	66,781 円	平成28年11月17日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第33783号	昭和60年4月30日	元金 12,500 円 利息金 5,600 円 遅延損害金 48,681 円	平成28年11月から平成29年11月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成29年12月末日限り 1,781円 平成29年2月20日限り 35,900円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
3	35,900 円	平成28年12月19日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第37377号	平成15年11月21日	遅延損害金 35,900 円	平成29年2月末日限り 1,500円 平成29年3月から平成32年11月まで 毎月末日限り 1,000円ずつ	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
4	46,500 円	平成29年1月26日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第37981号	平成9年3月26日	遅延損害金 46,500 円	平成29年5月から平成31年6月まで 毎月末日限り 1,000円ずつ	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
5	132,319 円	平成29年3月24日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第14441号 ※ 平成29年(ハ)第14442号 ※	平成17年2月21日	元金 32,000 円 利息金 11,100 円 遅延損害金 89,219 円	平成29年1月から平成29年10月まで 毎月末日限り 20,000円ずつ 平成29年11月末日限り 9,087円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
6	209,087 円	平成28年12月2日	横浜簡易裁判所 平成28年(ハ)第1964号	平成12年12月26日	元金 24,000 円 利息金 7,500 円 遅延損害金 177,587 円	平成29年11月末日限り 9,087円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
計	559,587 円						

※ 同一の債権に対し、債務者及び連帯保証人からそれぞれ異議の申立てがあったが、1つの事件に併合され和解した。

(説明)

支払督促を申し立てた債権のうち、債務者又は連帯保証人から異議の申立てがあったものについては、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により支払督促を申し立てたときに遡って訴えの提起があったものとみなされる。本件は、和解後に専決処分を行ったものについて、議会に報告するものである。